



鳥取県公報

平成 22 年 12 月 10 日(金)
号外第 106 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	とっとりバイオフィロンティア管理規則 (54) (産業振興総室)	3
-------	--	---

==== 公布された規則のあらまし ====

とっとりバイオフィロントニア管理規則の新設について

1 規則の新設理由

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、とっとりバイオフィロントニア（以下「バイオフィロントニア」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 行為の制限	バイオフィロントニアにおいては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。 ア 動物及び火薬等の危険物を持ち込むこと（これらの使用を伴う利用を目的として利用許可を受けた場合を除く。）。 イ バイオフィロントニア内の備品を外部に持ち出すこと。 ウ 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。 エ 物品の販売を行うこと（見本市、展示会その他物品の販売を伴う利用のために利用許可を受けた場合を除く。）。 オ 利用許可を受けた施設以外の共用部分に物品等を放置し、又はこれを占有すること。 カ バイオフィロントニアの敷地又は施設に、看板その他の広告物を設置し、又は掲示すること。
(2) 委任	この規則に定めるもののほか、バイオフィロントニアの管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定める。
(3) 施行期日	施行期日は、条例の施行日とする。

規 則

とっとりバイオフィロントピア管理規則をここに公布する。

平成22年12月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第54号

とっとりバイオフィロントピア管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とっとりバイオフィロントピアの設置及び管理に関する条例(平成22年鳥取県条例第46号。以下「条例」という。)の規定に基づき、とっとりバイオフィロントピア(以下「バイオフィロントピア」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 条例第8条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、バイオフィロントピアの管理上支障のないものとして指定管理者(条例第3条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が認める場合は、この限りでない。

- (1) 動物及び火薬等の危険物を持ち込むこと(これらの使用を伴う利用を目的として条例第7条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた場合を除く。)
- (2) バイオフィロントピア内の備品を外部に持ち出すこと。
- (3) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (4) 物品の販売を行うこと(見本市、展示会その他物品の販売を伴う利用を目的として利用許可を受けた場合を除く。)
- (5) 利用許可を受けた施設以外の共用部分に物品等を放置し、又はこれを占有すること。
- (6) バイオフィロントピアの敷地又は施設に、看板その他の広告物を設置し、又は掲示すること。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、バイオフィロントピアの管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。